

【設置届出】と【指定】について

地域包括支援センター（指定介護予防支援事業者）を新規設置・指定するにあたっては、以下の手続きが必要になります。

① 設置届出について

介護保険法第 115 条の 46 第 3 項

（地域包括支援センター）

次条第一項の規定による委託を受けた者（第百十五条の四十五第二項第四号から第六号までに掲げる事業のみの委託を受けたものは除く。）は、包括的支援事業その他第一項の厚生労働省令で定める事業を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、地域包括支援センターを設置することができる。

② 指定について

介護保険法第 115 条の 22 第 1 項

（指定介護予防支援事業者の指定）

第五十八条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの設置者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所（以下この節において「事業所」と言う。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用居宅要支援被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。）に対する介護予防サービス計画及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。